

平成 18 年度税制改正に関する要望

東京商工会議所

基本的な視点

● 徹底的な行財政改革の断行

財政再建はわが国にとって重要な政策課題であり、累増する財政赤字を縮減していくためには、何よりも国および地方が「真に小さくて効率的な政府」の実現を目指し、身の丈にあった歳出構造へ転換することが必要不可欠である。公的部門自らの歳出面の徹底的な削減なくして、納税者である国民や企業の理解を得ることは到底できない。具体的には、以下の事項を含む、聖域を設けない徹底的な行財政改革を短期間・集中的に断行すべきである。

- ◆ 医療や介護を含む社会保障費の抑制
- ◆ 地方交付税総額の削減
- ◆ 議員の定数削減
- ◆ 公務員の総人件費の大幅な削減（今後 5 年間で国・地方それぞれ 10 % を大幅に上回る公務員数の純減、地方公務員給与の官民格差是正等）
- ◆ 市場化テストや指定管理者制度を通じた官から民への業務移管
- ◆ 公的部門の資産売却

また、財政再建はデフレからの脱却と持続的な経済成長があってはじめて達成可能である。歳入面の見直しは、何よりも経済成長の芽を摘まないよう細心の注意を払いつつ、税負担の公平な配分を旨とし、政府が国民への説明責任を果たしながら、中期的視点から取り組むべきであり、基礎的財政収支の黒字化の早期達成にこだわるあまり、景気回復に直接的な影響をもたらす消費税率引き上げや特定の納税者層への負担増を求める議論に安易に走ることは厳に慎むべきである。

● 着実な景気回復へ向けた税制措置の継続

一方、昨今の経済状況を俯瞰すると、政府が踊り場脱却を宣言し、景気が明るさを増しているのは確かだが、地方経済や中小企業にはまだ回復感が乏しく、内需主導の自律的な回復軌道に乗るには今一步である。また大手企業は生産拠点を中国や東南アジアに移し、国内の中小企業とりわけ製造業は、国内の技術者や機械設備のほか、わが国のモノづくり文化を支えてきた基礎技術の散逸、構造的な産業空洞化に直面している。さらにわが国が人口減社会を迎えるなか、国際競争力を維持していくため、従来にも増して企業や個人の技術革新や生産性向上が重要となる。

このような状況に鑑み、平成 18 年度税制改正にあたっては、景気回復に水を差すような制度改正は避け、今年度末に期限切れを迎える時限措置とりわけ厳しい状況下にある中小企業への支援措置や、企業の創意工夫や技術革新を促す設備投資減税・研究開発税制は今後とも継続する必要がある。

● わが国の経済社会構造の変化への対応

また、少子高齢化の進展、家族の姿や就労形態の変化など経済社会の様々な環境変化を踏まえ、21 世紀のわが国経済社会に相応しい税制を構築することが必要であり、税務行政面においても、IT 化の進展に伴う電子申告・納税制度の普及、納税者番号制度をはじめとする徴税の公平化と効率化に向けた納税環境の整備が必要である。

東京商工会議所は、以上の観点を踏まえ、平成 18 年度税制改正において、下記の諸点を実現するよう要望する。

記

1．企業の活力強化・競争力の維持向上のための税制

（１）中小同族非公開会社に対する留保金課税の廃止

多くの中小企業において円滑な資金調達を行う上では、自己資本の充実は欠かせない。にもかかわらず、資本蓄積を抑制する留保金課税は企業の自己資本充実に向けた努力を阻害するものである。法人税と所得税の最高税率の格差が大幅に縮小した現在、制度そのものの存在意義はすでに失われていることから、中小同族非公開会社に対する留保金課税は廃止すべきである。

（２）研究開発に係る税制の延長

新たな技術やサービスの研究開発に取り組む前向きな企業が、今後の本格的な景気回復の牽引役を果たすことが期待される。引き続き研究開発に対する意欲を喚起していく観点から、以下の措置を講じるべきである。

中小企業技術基盤強化税制の税額控除率上乘せ部分（３％）の適用期限（平成 17 年度末）を延長すべきである。

試験研究費の総額に係る特別税額控除制度の税額控除率上乘せ部分（２％）の適用期限（平成 17 年度末）を延長すべきである。

（３）設備投資に係る税制の延長

景気回復の実感に乏しい中小企業の多くは、これまで設備投資を抑制してきており、本格的な設備投資意欲の拡大はむしろこれからである。また、ＩＴ投資は、わが国企業全体の事業効率化、付加価値向上を通じ、産業競争力の向上につながる。このような観点から以下の措置を講じるべきである。

中小企業投資促進税制の適用期限（平成 17 年度末）を延長すべきである。さらに本税制は、対象となる業種や機械・装置の価額要件などが中小企業等基盤強化税制と一部重複しており、制度創設の目的が類似していることから、両制度の統合についても検討が必要である。

中小企業の少額減価償却資産の全額損金算入制度の適用期限（平成 17 年度末）を延長すべきである。

ＩＴ投資促進税制の適用期限（平成 17 年度末）を延長すべきである。

（４）費用性の明らかな支出に対する課税（交際費課税）の見直し

企業において社会通念上必要な費用や業績拡張に資する透明性の高い費用については、企業経営の実態に即した税務処理を認めるべきであり、事業遂行上必要かつ合理

的な支出である交際費は損金算入を認めるべきである。

このたび資本金 1 億円以下の中小法人を対象とした交際費の損金算入制度が適用期限（平成 17 年度末）を迎えることから、交際費は全額損金算入とする法人税法本来の制度にもどすべきであり、少なくとも損金算入枠の大幅な拡充を行なうべきである。

（５）環境問題への取り組み

本年 2 月に京都議定書が発効し、わが国は、温室効果ガスについて、基準年（平成 2 年）比マイナス 6 % という厳しい目標を課されることになった。政府は、京都議定書目標達成計画を策定し、6 % 削減に向けた具体的な対策をとりまとめたが、温室効果ガス排出量が基準年比で増えている状況にあるため、目標達成は非常に困難を伴うことになる。目標達成には、ライフスタイルの変更など、国民一人ひとりに大きな変革を求めていかなければならないことから、政府は、国民に目標達成計画を十分説明し、理解を求めていかなければならない。

その際、温室効果ガスの排出抑制は、経済や国民生活に大きな影響を及ぼすものであるだけに、地球温暖化対策の推進にあたっては、「環境と経済の両立」という大原則のもとで、国、自治体、企業、市民などすべての主体が、それぞれの立場で積極的に進めていく必要がある。

環境税は、温室効果ガスの総排出量に応じて課税するまさに経済統制的な手法であり、「環境と経済の両立」を阻害するものであるため、その導入には断固反対である。

（６）会社法制現代化に伴う税制の見直し

近年の商法改正の集大成として従来の会社法制を統合・再編し、新しい会社法が来春施行されることとなった。このたびの新会社法の施行に伴い、それに対応する税制の見直しが必要となる。企業活動に混乱が生じることのないよう、すみやかに税法上の取り扱いを明らかにするとともに、急激な変化を避けるための経過措置を含め、必要な税制上の措置を講ずるべきである。

今後、検討が必要と思われる項目は、例えば次のとおりである。

合同会社（日本版 LLC）への構成員課税

構成員課税の導入により LLC が飛躍的に普及したという米国の先例がある一方で、仮にわが国でそれを導入すれば、「法人に対しては法人課税」というこれまでの税法上の原則に反することになり、合資会社への課税のあり方をはじめとして他の事業体への課税のあり方へと問題が波及していく可能性がある。構成員課税の導入の是非については慎重な検討が必要である。

合併対価の柔軟化に伴う税制措置

新会社法により、合併対価の柔軟化を通じて、これまで以上に多様な組織再編が可能になる。例えば、株式の交付に代えて金銭その他の資産を交付するなど、新たな組織再編の形態が税制適格となるよう税制措置の見直しが必要である。

最低資本金制度の廃止に伴う税制見直し

最低資本金制度の廃止に伴い、法人税制上、数多く存在する資本金を基準とした

規定の見直しが必要になる可能性がある。仮に規定を見直す場合には中小企業の税負担等が増加することのないよう十分配慮すべきである。

役員賞与の損金算入

新会社法により、役員賞与の支給額については、利益処分案として株主総会に諮るのではなく、株主資本変動計算書にもとづき算出され、役員報酬と同様に株主総会で決議することになる。これに伴い、かねてから業績連動型の役員報酬制度に対するニーズが高まっている状況にも鑑み、役員賞与は損金不算入という現行の税法上の取扱いを改め、役員賞与を損金とする必要がある。

(7) 中心市街地活性化のための税制措置

「まちづくり3法」(大店立地法・中心市街地活性化法・改正都市計画法) の制定後、約7年を経過したが、当初期待された効果が得られていない。そのため、無秩序な郊外開発等によってまちなかの疲弊は一層深刻さを増し、これに伴い、コミュニティが衰退し、文化・生活・環境・防犯面で、さまざまな弊害が発生している。

今後、中心市街地における既存のストックや多様な都市機能の集積を活用しながら、伝統・文化が継承され、事業機会や活力があふれ、高齢者にも環境にもやさしいまちづくりを実現しなければならない。そのため事業者はじめ当事者自身の自助努力が必要なことは言うまでもないが、税制面では、中心市街地活性化に資する事業用宅地および建物について、土地・建物の有効活用、事業所等の立地などを推進する観点から、以下の措置を講じるべきである。

中心市街地活性化に資する宅地、建物等に対する固定資産税について、軽減を図ること。

中心市街地において建物を新築または増改築した場合において、固定資産税の軽減を図ること。

中心市街地活性化に資する事業用宅地に関して、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算特例の適用等について優遇措置を講じるほか、相続税の軽減を図ること。

2．事業承継円滑化のための税制

(1) 事業用資産に対する包括的な事業承継税制の確立

わが国の相続税制は、事業用資産とそれ以外の一般の財産について明確な区別なく課税が行われており、事業の継続という理念が欠如している。事業用資産に対する課税については、累次の税制改正により徐々に改善されているものの、いまだ、欧州諸国のように、事業の継続性の観点から、事業用資産を一般の財産と区別して課税するような仕組みにはなっていない。事業用資産は、企業が継続的に活動していくための基盤であり、そこに課税することは、経営の承継による事業の継続、一層の発展を阻害し、長年培われてきた経営ノウハウや技術、雇用機会を喪失させるなど、わが国経済にとって大きなマイナスである。

このため、事業用資産については本来、非課税とすべきである。平成18年度税制改正にあたっては、そこに至るステップとして、まずは欧州諸国の例に見られるように、5年程度の事業継続を前提に課税対象額の5割を控除するといった制度を創設するなど、包括的な事業承継税制を確立すべきである。

(2) 物納基準の緩和による相続税の納税環境の円滑化

取引相場のない株式の物納については、平成14年度税制改正において物納の要件およびその取扱いが明確化されたところであるが、原則として、相続により取得した財産のほとんどが取引相場のない株式であり、かつ、それ以外に物納に充てるべき財産がないと認められる場合に限定されるなど、依然、厳しい要件が課されている。

非上場株式を財産として評価し、相続税を課税するのであれば、物納にあたっては、非上場株式を他の財産と同様に取扱うべきであるにもかかわらず、非上場株式が不利な取り扱いを受けているのは、一貫性を欠いたものと言える。非上場株式について課税対象として評価する以上、物納基準の緩和措置を講じ、円滑な相続税の納税環境を実現することが必要である。

(3) 取引相場のない株式の評価方法の改善

取引相場のない株式の評価については、平成12年度税制改正において、類似業種比準価額方式による評価方法について収益性が加味された結果、一部の収益性の高い企業において、かえって株式評価額が上昇してしまう結果が見られている。事業の拡大を図り、収益が拡大するほど、換金性がないにもかかわらず、株価だけが低い評価を受け、そこに課税されることは、事業者の意欲を阻害することになる。特に後継者は、被相続人の生前から、先代社長の右腕として事業の発展に貢献している場合が少なくないが、後継者が頑張るほど、結果的に相続時の税負担が大きくなってしまふ。頑張っている企業や後継者のやる気を削ぐことのないよう、取引相場のない株式の評価のさらなる改善を図ることが必要である。

また、取引相場のない株式については、評価の不安定性を踏まえ、会社の規模により斟酌率に格差を設けて評価を行っているが、企業経営が多様化している今日、会社

の規模により、その会社の評価に伴う各種のリスクの大小を判断する必然性は存在しない。このため、類似業種比準価額方式における斟酌率について、大会社 0.7、中会社 0.6、小会社 0.5 と会社の規模により異なる現状を改め、一律、小会社の 0.5 にあわせるべきである。

(4) 種類株式の評価方法の明確化

今般の会社法制定により、会社の運営についての自由度が高まり、会社や経営の実態に合わせた手法が取りやすくなった。特に議決権制限株式や譲渡制限株式等の種類株式の活用が容易となり、会社の経営権を維持したまま、会社の株式により資産の分与を図るなど、中小企業の円滑な事業承継に向けた活用が期待されるところである。

しかしながら、現在のところ、種類株式に関する評価方法が明確になっていないことから、種類株式を活用しようとしても、相続の際の株式評価額を予見することが困難であり、制度の活用とその結果に対する不安定性を排除できない。

このため、会社法の施行にあわせ、財産評価基本通達における種類株式の評価について明確化すべきである。

(5) 相続時精算課税制度における贈与者の年齢要件の引き下げ

平成 15 年度税制改正において、相続時精算課税制度が創設された。本制度創設の趣旨は、高齢者から若年層への資産移転の円滑化を図ることに主眼が置かれていたが、本制度を活用し、非上場株式を生前贈与することにより、事業承継にも資するものとされており、制度が創設された平成 15 年において、非上場株式については、1,700 件余の利用がなされたところである。

わが国企業における事業承継の準備の有無と承継後の企業成長率の関係を見ると、事業承継の準備がある企業の方が成長率が高くなっており、早い時期から事業承継を意識し、その準備を進めることが望まれる。もちろん、事業承継のタイミングについては、個々のケースによるが、少なくとも、被相続人や後継者が早い段階から準備ができるよう、多様な選択肢を用意することが望ましい。

このため、現行では原則 65 歳以上とされている贈与者の年齢要件について、引き下げるべきである。

3．経済社会の変化に対応した個人所得課税と納税環境の整備

(1) 個人所得課税について

定率減税の縮減・廃止の見送り

個人所得税および住民税を一律に軽減する定率減税は、平成17年度税制改正により、平成18年から1/2に縮減されることが決まった。景気に明るさが増しているものの地方経済や中小企業にとっては景気回復の実感が乏しい。その実施にあたっては、平成17年度与党税制改正大綱に示されたとおり景気回復に水をささぬよう十分配慮しつつ、弾力的な対応を行なうべきである。

いわんやデフレ状況を脱却しきれていない現状に鑑み、平成18年度税制改正で定率減税を全廃することは時期尚早である。

各種控除の見直しの再検討

政府税調の「個人所得課税に関する論点整理」は、わが国の個人所得課税についての問題点や今後の検討課題を掲げているが、特に全就業者の8割を占める給与所得者に関わる給与所得控除の見直しは、現下の経済情勢では、とりわけ消費や景気へ及ぼす影響が大きく慎重な議論が必要である。

また、経済社会の変化に照らして個人所得課税のあるべき姿を公平・中立・簡素という観点から絶えず検討していくことは必要であるが、日本的雇用慣行のゆらぎ、家族のあり方の変化など、政府税調がこれまで指摘してきた経済社会の諸変化が、わが国にとって望ましい変化なのか否かを国民が自ら慎重に見極める必要がある。少なくとも税制が世論に先行して経済社会のあり方を規定してしまうことのないよう注意が必要である。

少子化対策としての児童税額控除の創設

人口減社会に歯止めをかけるため、今後わが国は少子化対策を最重点の国家プロジェクトと位置付け、現在の人口構成において相対的に層が厚い団塊ジュニア世代やその前後に生まれた女性が出産年齢期にあるこの5年間の重点強化期間として戦略的に推進すべきである。

子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、給付面では例えば児童手当の大幅な増額、支給期間延長、所得制限の緩和とともに、税制面では義務教育終了までの児童を対象に、「児童税額控除」(仮称)を創設し、扶養者の税負担を軽減するべきである。

金融所得に対する課税の見直し

金融所得に対する一体課税は、これまで預貯金に偏りがちであった個人金融資産を株式など有価証券投資にも振り向けることにより企業の直接資金調達を増やすという政策的要請に応えるものであり、わが国の産業活性化の観点から望ましい方向と考える。

その具体化にあたっては、個人投資家にとって簡素でわかりやすい税の仕組みにするとともに、次の諸点を要望する。

- a．税率は、現行の上場株式等の譲渡益課税の優遇税率に相当する10%程度と

すべきである。

- b. 損益通算の対象として上場株式のみならず非上場株式やベンチャー株式も含めることとし、非上場企業やベンチャー企業などへの資金供給を円滑化する仕組みにすべきである。
- c. 金融商品間で通算した結果、損失が残る場合、現行の上場株式等の譲渡損と同様に3年ないしは5年程度の繰越を認めるか、または給与所得や事業所得など他所得との通算を認めるべきである。
- d. 金融所得の一体課税に伴う選択的納税者番号制度については、将来すべての納税者を対象にした番号制度への移行も想定した仕組みとすべきである。

(2) 土地流動化・住宅取得促進のための税制

固定資産税の負担水準の適正化・均衡化の推進及び事業所税の廃止

固定資産税については、平成16年度地方税制改正により、商業地等に係る固定資産税等の条例減額措置が創設されたが、平成18年度に評価替えを迎えるにあたり、商業地等に係る固定資産税について、負担の適正化・均衡化を図る観点から、負担水準の上限（現行70%）を60%に引き下げるべきである。それと同時に、中小企業に対しては更なる負担軽減措置を講じるべきである。

事業所税は、応益課税の観点からは固定資産税等との二重負担であり、特に産業及び人口集積度の高い都市部に立地する企業にとって不当な負担となっていることから、廃止すべきである。

登録免許税・不動産取得税の負担軽減

土地の有効利用や不動産への健全な投資による不動産の流動化を促すとともに、企業の事業用地の集約再編を促し円滑な産業構造の転換を可能にするため、土地・建物に係る流通税について、以下の措置を講じるべきである。

- a. 登録免許税は本来の趣旨に従い手数料化すべきである。少なくとも不動産にかかわる登録免許税の税率軽減措置（所有権の移転登記本則2%→1%等）の適用期限（平成17年度末）は延長すべきである。
- b. 不動産取得税の標準税率3%（本則4%、住宅3%）の適用期限（平成17年度末）及び土地の課税標準の特例措置（固定資産税評価額の1/2）の適用期限（平成17年末）を延長すべきである。

住宅資金贈与に関わる特例措置

自律的な景気回復のため家計部門の本格的な消費拡大が待たれるなか、経済的に波及効果の大きい住宅取得を促進していくため、以下の措置を講じるべきである。

- a. 相続時精算課税制度に係る住宅取得資金贈与の非課税枠1,000万円等（65歳未満の親からの贈与も可能）の特例について、適用期限（平成17年末）を延長すべきである。
- b. 住宅取得資金贈与の贈与税額の計算特例（5分5乗の特例）の適用期限（平成17年末）を延長すべきである。

(3) 納税環境の整備

納税者番号制度の導入

課税に対する不公平感を是正し、徴税の公正化を確保するために、納税者番号制度の早期導入に向け、検討を進めるべきである。

公示制度の見直し

公示制度については、納税意識の向上、税務調査技術の進歩など制度創設時と現在では納税環境は大きく変化しており、プライバシーの侵害など弊害を指摘する声もある。個人情報保護法が施行されたことに鑑み、高額納税者公示制度の廃止も含め、公示制度のあり方を見直すべきである。

納税事務負担の軽減

今後、従来にも増して納税者の事務負担の軽減、徴税コストの削減が必要となる。とりわけ地方税については、都道府県及び市町村の賦課徴収事務には共通する部分があり、これを一元化すれば納税者の利便性の向上、賦課徴収事務の効率化・高度化が期待できる。すでに静岡県が地方税の一元化構想に取り組んでいるが、収納に係る納入書等の規格・様式や納税時期の統一はもとより、他の地方団体もその状況を見て同様の取り組みを行なうべきである。

また、電子申告・納税制度は、国税については既に e-Tax が全国的に稼働し、地方税については eLTax が各都道府県、市町村へと段階的に導入されているが、その利用実績は現在のところ低調である。事務負担の軽減、徴収コストの削減のためには電子申告・納税の普及は欠かせない。納税者の立場にたった制度やシステムの改善、安全性の向上、あるいは利用者へのインセンティブ付与等を通じて制度普及への取り組みを一層強化するべきである。

以 上

平成 17 年 度 第 8 号 平成 17 年 9 月 8 日 第 562 回 常 議 員 会 決 議
